

令和8年度 高齢者等世帯臨時生活支援事業について

【事業概要】

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける高齢者・障害者・ひとり親世帯等への支援を目的に、住民税非課税世帯対象とした支援金の給付を実施するもの。

1 対象世帯等

- (1) 基準日 令和8年9月1日
- (2) 給付額 1世帯当たり6,000円
- (3) 対象世帯の条件
 - ア 高齢者世帯（75歳以上の高齢者のみで構成される世帯）
 - イ 障害者世帯（世帯主が重度心身障害者医療費助成受給世帯）
 - ウ ひとり親世帯（児童扶養手当の全部支給を受けている世帯）
 - エ その他世帯（世帯主が特定疾患医療受給世帯）

合計 約13,000世帯

上記いずれも、基準日時点で小樽市に住民登録があり、同一の世帯に属する者全員の令和8年度分の住民税が非課税である世帯。生活保護受給含む。

2 スケジュール

- (1) 令和8年10月23日～
 - ・ 給付対象世帯に確認書類送付開始
 - ※30日時点で、約12000世帯発送済み。
 - 11月上旬に発送完了を予定。
- (2) 令和8年12月上旬
 - ・ 初回支給（口座情報把握世帯）
 - ※口座変更世帯など以後、随時支給。
 - 年内支給完了を想定。
- (3) 令和8年12月末
 - ・ 確認書類提出期限

3 その他

- ・ 対象者へは、個別通知を行うほか、市ホームページに事業概要を掲載。
- ・ 令和8年10月26日よりコールセンター開設
「小樽市支援金事務センター」 TEL：0134-61-1160。
(9:00～17:00受付（土日・祝日除く）)
- ・ 手続き不要で振込を行う、プッシュ型の給付。
※口座情報や税情報を把握していない一部の世帯のみ申請必要。
- ・ 振込先変更、転入世帯等：申請手続きが必要